

△温暖化対策統括本部・環境創造局関係

午後1時48分再開

◆（加納委員） それではよろしくお願ひいたします。委員長、この後、スライドの使用をよろしくお願ひいたします。

◆（加納委員） それでは、よこはま動物園ズーラシアのアフリカのサバンナ全面開園に向けた広報について、まず伺います。

年頭の市長記者会見で、ズーラシアのアフリカのサバンナが本年4月22日に全面開園するとの発表がありましたので、積極的な広報が重要だと私は考えております。そこで、アフリカのサバンナ全面開園に向けてどのような広報を行うのか、環境創造局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） よろしくお願ひします。

広報については、開園100日前にカウントダウンボードを横浜駅西口等に設置し、1月末からはチーター等を描いたラッピングバスを全市で運行しています。春休みには、市内新入学児童を新エリアに先行招待し、4月の開園に向けて盛り上げてまいります。また、サバンナに展示を予定している全ての動物種が既に入園しておりますので、市民の皆様にご期待感を高めていただけるよう、開園に向けた動物の訓練の状況をホームページで発信しています。

◆（加納委員） ズーラシアに公共交通機関で来園する場合の最寄り駅であります中山、鶴ヶ峰、三ツ境の3つの駅や、その駅がある区での広報も重要だと考えております。そこで、ズーラシアの最寄り駅や最寄り駅がある区ではどのような広報を行っているのか、公園緑地部長に伺います。

◎（橋本公園緑地部長） 中山駅や鶴ヶ峰駅、三ツ境駅では、大型看板などの設置やバス停への誘導表示を行っております。特に中山駅では、交通局と連携して、駅構内で横断幕の設置や、床面広告等で広報を行っています。また、旭区庁舎では、ズーラシアのPRブースを常設しているほか、サバンナ全面開園の企画展を開催しております。

◆（加納委員） 今の中で瀬谷区とか三ツ境駅が御案内がなかったような気がしますけれども、私も先日、三ツ境駅をズーラシアの広報という視点で見えてまいりましたが、本当に目立たない。そして、瀬谷区の行政のほうにも確認しましたら、今の緑区や旭区に比べてもしっかりやってないというか、非常に目立たない。そういうことで、三ツ境駅や瀬谷区では今後どのような広報を行うのか、局長にお伺ひいたします。

◎（大熊環境創造局長） 三ツ境駅では、サバンナの全面開園をPRするポスター掲出をふやすとともに、相鉄線の電車1編成で車内広告を借り切りまして、3月下旬からPR電車を運行いたします。また、瀬谷区庁舎でも、ズーラシアのPRブースを設置するほか、サバンナ全面開園の企画展を行います。

◆（加納委員） やっとです。また、動物園に多くの来園者が訪れることは地域のにぎわいや商店街の振興につながる重要な要素であり、そのためには、動物園と区局との連携が欠かせないものだと思っております。

そこで、副市長に、ズーラシアは地域振興や商店街振興においてどのように区局と連携していくのか、お伺ひいたします。

◎（鈴木副市長） これまでも区局連携というものは非常に重要であるという中で、ズーラシアにおきましては、小学校での出前授業や子育て支援拠点でのお話会などの環境教育活動や、地元商店街で行われているイベントへの景品の提供、旭ズーラシア駅伝や区民祭りへの出展などの地域のにぎわいづくりに取り組んできたというところがございます。今後も、動物園の集客や商店街振興を含めた地域のにぎわいづくりに貢献するさまざまな取り組みを、区局が連携いたしまして積極的に取り組んでまいります。

◆（加納委員） ぜひお願いいたします。経済局、それから保育園、幼稚園児、特に幼稚園は幼稚園バスがありますし、それから道路の問題もありますし、民間のバス、鉄道もありますし、あるいは警察とも連携していただきながら、せっかく全面開園するわけですから、そういった部分では、特に三ツ境駅だとか、三ツ境駅に接している笹野台商店街とか、三ツ境商店街とか、こういったところをしっかりと地域振興、商店街振興に推し進めていただきたいと思っております。

次に、地域防災拠点等の災害時におけるトイレ対策について伺います。

ここで映像を用意しましたのでごらんください。（資料を表示）平成 25 年第 1 回定例会で災害時のトイレ対策について伺った私の質問に対し、液状化が想定される 51 カ所の地域防災拠点に災害時下水直結式仮設トイレの整備を完了させると市長からの答弁がありました。

そこで、災害時下水直結式仮設トイレの概要について、今そこに映っておりますけれども、下水道管路部長にお伺いいたします。

◎（山本下水道管路部長） まず、地上部に設置します仮設トイレと地下に埋設しました延長 12 メートルの下水道管から構成されています。通常時は、地上部に 5 基分のマンホールぶたが並んでいる状態です。使用する際には、仮設トイレを組み立てるとともに、あらかじめ下流部にある貯留弁を締めて、下水道管の半分程度まで水をためます。ためる量は約 1 立方メートルです。1 回当たり約 500 人分の容量があり、一日に 1 回から 2 回程度、貯留弁をあけて排水します。排水された下水は、耐震化された下水道管を流れて、水再生センターまで流下します。仮設トイレは、くみ取りが不要で、段差もない洋式トイレが 5 基、そのうち 1 基を車椅子対応とし、衛生面や利用のしやすさに配慮しています。

◆（加納委員） これは私ども公明党市議団の平成 27 年度の重点施策でもありますし、今までも、ここにいらっしゃる行田委員とか、中島委員、尾崎委員、きょうの委員長の斉藤伸一委員、そして安西委員なども、これについては積極的に質問してきたと思うのですが、私も実は平成 24 年度決算第二特別委員会で、復旧活動の中心的役割を担う区庁舎、発災直後に多くの負傷者が集まる市関連の災害拠点病院とあわせ、液状化被害想定区域外の地域防災拠点にも災害時下水直結式仮設トイレを整備すべきと提案してまいりました。

そこで、区庁舎や災害拠点病院、地域防災拠点の来年度の整備予定について局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 液状化被害想定区域内にある南区の新しい庁舎や、災害拠点病院でございます横浜市立大学附属病院のほか、液状化被害想定区域外の地域防災拠点 28 カ所、合わせまして 30 カ所で整備を行う予定でございます。

◆（加納委員） やつとです。ありがとうございます。

災害時など緊急時に対応できるように防災訓練などを活用し、利用方法の周知を進めることが必要なのではないかと私は考えております。そこで、利用者への使用方法の周知について環境創造局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 災害時に円滑に利用できるよう、利用方法に関する DVD を地域防災拠点に配付しております。また、地域で開催されている防災訓練に職員が参加し、利用方法の説明を行っております。さらに、今年度

より危機管理室と連携し、市民の皆様によるボランティア講師である防災ライセンスリーダーの指導者を対象とした講習を実施し、より多くの方に利用方法を周知する取り組みを行っております。

◆（加納委員） 私は以前から、防災に対する住民の意識は未整備地区と整備地区とに温度差があってはならない、そのためにも災害時下水直結式仮設トイレの市内全区での整備を進めるべきと提案をしまいいりました。そこで、各区への整備予定について局長にお伺いします。

◎（大熊環境創造局長） 下水道事業中期経営計画 2014 では、平成 29 年度までの期間中に各区最低 2 カ所で整備を予定していますが、平成 27 年度中には各区 1 カ所に設置できるよう、地元と調整しながら進めてまいります。

◆（加納委員） そうは言っても市内全域の地域防災拠点を一気に整備することは予算上困難であると思いますので、整備順序について一定の判定基準が必要だと考えます。そこで、地域防災拠点の整備順位に関する判定基準と、私は瀬谷区ですので瀬谷区の場合の判定結果についてお伺いいたします。

◎（大熊環境創造局長） 整備順位の判定基準は、元禄型関東地震を想定した被害想定、避難者想定数などを考慮いたしまして、総務局危機管理室と連携して定めてございます。

瀬谷区の判定結果は、三ツ境小学校、瀬谷第二小学校の順で整備を行うこととしております。

◆（加納委員） 大事なことですので、予算もありますけれども順次進めていただきたいと思います。

次に、災害時の公園の利用についてお伺いいたします。

公園は、災害時の避難場所や、仮設住宅、廃棄物の仮置きなど、さまざまな用途に使われると聞いております。一方で、公園内にあるログハウスや集会所など、小規模な建物は防災上の位置づけがなされていません。地元の話を聞きますと、身近な公園施設に避難したいというニーズがたくさんございます。この 2 年間、環境創造局と身近な公園内にあるログハウスや集会所を災害時に活用できるよう区の防災計画に位置づけるべきと繰り返し提案してまいりました。平成 26 年度予算特別委員会でこの活用について提案をさせていただいたところでございます。

そこで、その後、ログハウスや集会所の防災計画の位置づけやルールづくりの進捗について公園緑地部長にお伺いいたします。

◎（橋本公園緑地部長） 戸塚区では、踊場公園こどもログハウスを帰宅困難者の一時的な滞在施設としてしています。また、鶴見区の白幡公園のこどもログハウスや栄区の鍛冶ヶ谷西公園集会所を一時的な避難場所として位置づけるなど、各区の取り組みとして、災害時の公園利用やルールづくりが広がりつつあります。

◆（加納委員） 広がってきました。災害はいつ起こるかわかりません。区の実情も考慮していただき、区でルールをつくり進めてほしいと思っております。

そこで、局としてどのように取り組んでいくのか、環境創造局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 身近な公園の持つさまざまな機能のうち、防災機能は非常に重要なものと考えてございます。先ほど御紹介いたしました鶴見区や栄区の事例のように、公園内のログハウスや集会所など、地域住民の身近にある施設を災害時に活用するための取り組み事例の情報を提供するなどして、各区の防災への取り組みを支援してまいります。

◆（加納委員） 実は先日、栄区にお邪魔してきました。栄区はすごいのです。栄区では、従来から一歩踏み込ん

で、町内会館なども含め、地域の身近な施設を地域避難所として区の防災計画に位置づける取り組みが進んでいます。こうした動きを各区の実情も考慮しながら全市的に広げていただき、災害時に有効活用できるようにすべきと提案いたしますが、そこで、副市長の見解を伺います。

◎（鈴木副市長） 委員御指摘のように、ログハウスや公園の集会所だけでなく、町内会館などを含めた公共的な施設を災害時に有効活用できるように考えておくことは非常に大切なことだと思います。活用に当たりましては、各地域の状況にあわせて、地域の皆様の合意を得ながら、区の防災計画などできめ細かく対応していくことがふさわしいと考えています。先ほど局長からも答弁いたしました先行事例も出てきておりますので、施設を所管している関係区局が情報をきちんと共有しながら、それぞれの防災計画が充実するよう取り組んでまいります。

◆（加納委員） 災害はいつ起こるかわかりませんし、お年寄りはやはり身近なところで一時避難をしたいとか、さまざまなことがありますので、どうかこの辺については、区の実情も含めてお進めいただきたいと思います。

次に、公園内における防災倉庫の設置について伺います。

各自治会町内会から、防災などのために必要な資機材を保管する防災倉庫を身近な公園に設置したいとの相談がふえてまいりました。昨年の決算特別委員会において、防災倉庫が公園に建てやすくなるよう、現行の設置基準などを質問し、要望もしてまいりました。その後、関係局が防災倉庫に関する諸課題について検討を始めたこと伺いました。

そこでまず、これまでに検討した内容と取り組み状況について局長にお伺いいたします。

◎（大熊環境創造局長） 公園の防災倉庫に求める機能を改めて検証した上で、想定される備蓄品や設置基準の見直しの必要性、手続の簡素化などについて検討を進めています。また、地域が防災倉庫を設置するに当たり、建築基準法が定める確認申請の手続が負担となっていることから、国に対して制限緩和の要望を行ってまいりました。2月27日に、国から一部の事項につきまして見解が示されておりますので、今後、関係機関と調整してまいりたいと思っております。

◆（加納委員） それでは、防災倉庫設置基準の見直しは、地域の声を十分に聞いて応えていく視点が重要だと考えております。そこで、防災倉庫に関して地域住民や自治会町内会からどのような要望が寄せられているのか、公園緑地部長に伺います。

◎（橋本公園緑地部長） 建築確認申請手続について負担の軽減を求める要望のほか、公園内の防災倉庫の設置基準である1公園につき1倉庫まで及び1倉庫当たり最大5平米までという制限の緩和や、連合町内会による大型の倉庫設置を認めることなどの要望が寄せられております。

◆（加納委員） 今のような御意見は重く受けとめていただきたいと思います。

そこで、設置基準の見直しについてどう考えているのか、局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 連合町内会単位で大型の倉庫を設置したいなど、町内会の規模や地域防災拠点からの距離などの地域の特性を踏まえた要望にも対応ができるよう、検討を進めてまいりたいと思っております。

◆（加納委員） 局長、申しわけないですけれども、先週2月27日、国土交通省から回答が来ましたが、その回答の中身を副市長では申しわけないので局長のほうからしっかりと御説明いただけないでしょうか。

◎（大熊環境創造局長） 私どものほうでは、小規模な鋼製物置のうち、人が内部に入らないものについては建築物

として取り扱わないこと、またもう一つ、小規模な鋼製物置につきまして、建築士の設計によらないものも申請図書の省略あるいは基礎の構造基準の緩和といったことにつきまして、我々は要望しておりました。その中で、国からの助言、提言ということで、一部、建築基準法第2条第1項に規定する貯蔵槽に関する施設として、建築物に該当しないものとする、そういったものが考えられていると。建築等の基準の手續にも不要であるという回答がございました。この部分については回答がございましたので、今、県と市の各内部とこの部分については進めていきたいと思っています。一方で、鋼製物置のうちの延べ面積が10平米以内のものに用いる基礎である場合については、これも要望しているのですが、この部分についてはまだ国からの回答が得られていない状況ですので、またそれを待ちながら、待つだけではなくて、我々も独自にいろいろ検討を重ねて、要望になるべく応えられるようにしてまいりたいと思っています。

◆（加納委員） 副市長、ある意味では大きく進んだのです。多くの皆さん方から御質問をさせていただき、地元からは身近な公園の中で防災倉庫を何とかもうちょっと拡大してもらいたい、緩和してもらいたいと。私どもの公明党でも、それからここにいらっしゃる斉藤（伸）副委員長も一生懸命訴えていましたけれども、やっと国から、いわゆる小規模な倉庫の建築基準法上の取り扱いについてというのをいただきました。そうすると、今度これを踏まえて、横浜市として各局連携して、地域の皆さん方の先ほどの御意見に即する形で、前向きに運用をしっかりと進めていきたい。

例えばマニュアルをつくるとか、要綱をつくるとか、そういった形できちんとしたものをつくっていただきたいと思うのですけれども、進めるべき対応について、副市長の見解をお伺いいたします。

◎（鈴木副市長） この件については、私も昨年7月以降、国土交通省のほうに要望させていただきましたが、2つの要望のうちの1つが実現をしたと。その部分については、これからまさに運用という段階に入ってきます。その中身を我々としてしっかりと固めていくと。これから県下の自治体とか、そういうところとも連携しながらやっていますけれども、横浜市においても、関係区局が連携しながら、地域の皆様の御要望にできる限りお応えができるようにしっかりと取り組んでまいります。それと、2つのうちの後半の部分、これは現在、国のほうで研究会をつくって進めていただいておりますので、適宜我々のほうからも、また機会があればそこに意見を申し上げるなり、その部分についても実現していけるようにフォローさせていただきたいと思っています。

◆（加納委員） よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、先週川崎市で起きた痛ましい事件、この件で特にこの二、三日、さまざまな動きが出ました。幾つかキーワードがありますけれども、公園、河川敷、防犯カメラと。こういうような中で、いわゆる横浜市の防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインというのがありまして、そこに環境創造局が所管している公園があります。多分これから公園について、プライバシーの問題と、一方で安全性ということでさまざまな議論が起きてくるのではないかと思います。

そこでまず、関連しまして、横浜市の公園での防犯カメラの現状についてお伺いいたします。

◎（大熊環境創造局長） 委員御指摘のようにプライバシーの問題などから基本的には公園内に防犯カメラを設置しておりませんが、防犯上必要である場所等において設置している事例がございます。具体的に申し上げますと、公園内に設置されているエレベーターの中や、駐車場の精算機付近などです。なお、自治会等からの御要望もありまして、公園内への設置を許可している事例もございます。

◆（加納委員） それから、防犯カメラの設置または設置を許可するに当たり、判断基準は今現在どうなっているのか、お伺いいたします。

◎（大熊環境創造局長） 設置または設置を許可する場合は、まず地域での了解が得られていること、適正な運用や管理を行うことができること、警察からの要請があった場合などの視点から、個別に判断して設置をしております。

◆（加納委員） 局長、今の設置基準というのはちゃんと要綱とか何か決まっているのですか。

◎（大熊環境創造局長） 特に要綱で決まっているという状況ではございません。

◆（加納委員） 今横浜市でつくっている防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインというのは、市民局マターなものです。したがって、今後のことを考えると、公園は大変多くありますし、プライバシーもあるけれども、一方で安全性という問題があるので、これはしっかりと地域のニーズに合わす形で要綱をつくるべきだと思いますけれども、いかがですか。

◎（大熊環境創造局長） 基本的にはさまざまな地域の需要がございます。委員御指摘のようなプライバシーの問題ですとか、周辺の住民にとってはプライバシー、あるいはそこに集まってはいけないと。逆に防犯上の問題もあって、地域からの要望も一方ではありますので、そういったもので当面は個別に判断していきますけれども、今後、委員のおっしゃるような手続あるいは条件についてさまざまな角度から検討を加えていきたいと思っております。

◆（加納委員） ぜひお願いします。

それでは次に、野鳥における高病原性鳥インフルエンザへの対応について伺います。

高病原性鳥インフルエンザは、畜産業への被害はもとより、人由来のインフルエンザと交わって変異し、人で流行する可能性もあります。実際に海外では人に感染する事例も確認されております。このため、WHOのガイドラインでは、人由来と鳥由来のインフルエンザ検体は同一施設で取り扱われるべきではないとされています。しかし、横浜市の所管である健康福祉局は、長い間この指摘を知らながら、同一施設で検査をしまっていました。私はもう一方の所管である環境創造局にお願いして、高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥の発見された際の検査体制を、平成 25 年度から健康福祉局の衛生研究所から環境創造局の繁殖センター分室に変更していただきました。

そこで改めて、簡易検査の場所を繁殖センター分室に変更した経緯について局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 委員御指摘のように、それまでの間、本市では、人由来と鳥由来のインフルエンザの検査について、衛生研究所で行ってまいりました。委員からの安全性に関する御助言もありまして、衛生研究所の移転を機に、平成 25 年 10 月に、検査施設を明確に分けるために、野鳥の鳥インフルエンザ簡易検査を行う場所を繁殖センター分室に変更したところでございます。

◆（加納委員） 現在、環境省では少数の死亡野鳥でも検査を行うように各自治体に通知していると聞いております。そこで、本市における死亡野鳥の鳥インフルエンザ簡易検査の実施状況について公園緑地部長に伺います。

◎（橋本公園緑地部長） 本年度は、昨年 8 月に鶴見区、11 月に港南区、ことし 2 月に都筑区で発見された死亡野鳥 3 件について、環境省のマニュアルに基づき、鳥の種類と死亡数から簡易検査が必要と判断し、実施いたしました。死亡野鳥を発見した場所から専門の委託業者が繁殖センター分室に搬送し、簡易検査を行いました。結果は、いずれも陰性でした。

◆（加納委員） それでは、ここで映像を用意しましたのでごらんください。1 つ目は、死亡野鳥発見時の対応フォローでございます。そして 2 つ目は、今お話ししております繁殖センター分室の様子ですが、他都市では検査室自体がなく、屋外で専門職ではなく事務職員が検査に当たっている事例もあると聞いております。

そこで、現在の実施状況を踏まえ、死亡野鳥の簡易検査の場所を繁殖センター分室に変更したことをどのように評価しているのか、局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 高病原性鳥インフルエンザの簡易検査を目的に、安全キャビネット等の設備を備えた検査室で獣医師が検査する体制を整えたことで、より安全性の高い環境で精度の高い検査が行えるようになったと考えてございます。

◆（加納委員） 引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

次に、次世代自動車の普及促進について伺います。

次世代自動車普及促進事業では、電気自動車の普及促進をもって行っていくと聞いております。横浜市は、平成21年度から平成25年度まで車両購入補助を行うとともに、車両に電気を充電する充電設備の設置補助を行ってきました。また同時に、区役所の駐車場に充電設備を順次設置し、区役所へ来庁された方が充電できる環境を整備しております。

そこで、市内における充電設備の設置状況について環境保全部長に伺います。

◎（伊藤環境保全部長） 補助開始当初は市内中心部に多く設置されていましたが、現在は郊外部への設置も進んでおり、2月現在で271カ所、375基の充電設備が設置されています。

◆（加納委員） ここでまた映像を用意しましたのでごらんください。これは瀬谷区役所駐車場に設置されている充電設備です。これもそうです。充電設備で電気自動車に充電する様子です。まず、平成27年度の区役所への充電設備設置予定について環境保全部長にお伺ひいたします。

◎（伊藤環境保全部長） これまで16区で充電設備の設置が完了しており、平成27年度に、港南区と緑区の2カ所で設置を予定しています。これで18区全てに充電設備の設置が完了することになります。

◆（加納委員） 今後はいかに利便性をよくするかが大切ではないでしょうか。そこで、区役所充電設備の使用方法について環境保全部長に伺います。

◎（伊藤環境保全部長） 充電設備には、いたずら防止等セキュリティーの観点から、暗証番号の入力が必要となっております。駐車場管理者等に暗証番号を確認の上、充電設備本体に入力いただくと充電プラグのロックが解除され、1回当たり最大1時間の充電ができます。

◆（加納委員） 実はこれは多くの方からも聞いているのだけれども、駐車場の中にあるのだし一々暗証番号は要らないのではないかと。（「要らない」と呼ぶ者あり）そのたびに携帯電話等で電話して、問い合わせをして、お金を払ってやらなければいけないと。これは瀬谷区だけれども、瀬谷区などは局に内緒で暗証番号を張っている。（笑声、私語する者あり）僕は見てないけれども、瀬谷区は知っている。でも、戸塚区も張っているというのです。僕は言わないけれども暗証番号を知っている。だから、もう要らないのではないのか。いわゆる暗証番号の削除を提案します。区役所にある充電設備を利用する際の暗証番号入力について改善すべきと考えますが、局長、いかがでしょうか。

◎（大熊環境創造局長） 充電設備設置開始から6年余り経過しておりまして、これまでの利用状況や利便性等を勘案しまして、暗証番号の入力は省略する方向で調整したいと考えてございます。なお、変更手続は内部で対応できることから、各区と調整の上、早期実施を検討していきます。今後も利用者や区等の意見を参考に、より利用しやすいものとするため、改善を図っていきたいと思っています。（「よし」「24時間運用」と呼ぶ者あり）

◆（加納委員） それでは次に、上瀬谷通信施設の返還に伴う都市農業の推進についてお伺いいたします。

横浜では、これまでも意欲的な農家の創意工夫によりさまざまな農産物が生産され、さまざまな農産物の魅力を市民の皆様にご存知いただくため、野菜や果物の 30 品目をブランド農産物に定め、市内農産物の PR を進めてまいりました。スライドを見ていただきたいと思います。これは 30 品目の一つである瀬谷のウド栽培の様子です。ウドは、地下の日光を遮った環境で育成し、白いアスパラガスなどを育てる手法の軟化栽培と言われる特別な栽培方法により生産されています。しゃきっとした独自の食感を持つ、春を感じる和食素材の一つです。ウドの生産地は、上瀬谷通信施設の中にあります。本年 6 月に基地の返還が決まったことにより、栽培の継続が困難になっていると聞いています。

そこで、ウド栽培が始まった経緯は何か、農政担当部長に伺います。

◎（緒賀みどりアップ推進部農政担当部長） 上瀬谷通信施設は、昭和 26 年に接収され、その後、米軍の通信活動の妨げにならないよう建物の高さなどが制限される電波障害制限区域に指定され、ビニールハウスなどの設置についても禁止されました。昭和 40 年に地元農家の皆様から、国有地の地下でのウド軟化栽培を計画し、本市に要望しました。要望を受け、本市は国にウド軟化栽培施設の国有地の使用と整備費の補助事業を要望し認められたため、ウド軟化栽培施設の施設整備が実現したものです。

◆（加納委員） それでは、現在のウドの栽培状況はどうか、お伺いいたします。

◎（緒賀みどりアップ推進部農政担当部長） 現在、13 戸の農家がウド軟化栽培施設を使用しています。ウド栽培に必要な根株の養生畑の面積は約 1.3 ヘクタールです。また、ウドの出荷量は年間約 3 トンです。なお、ウドの販売先は主に地元の直売所や個人への宅配となっています。

◆（加納委員） さらに、今後のウド栽培についてどう考えていくのか、局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） ウドを栽培している農家から栽培を続けたいという意向をお伺いしております。ウドは横浜ブランド農産物の一つで、市内では上瀬谷のみで生産されている特産品でございます。ウド栽培については、生産者、国、JA、本市が協議してまいりましたが、引き続き継続できるよう国等との調整を行ってまいります。

◆（加納委員） 都市農業を推進する上でも、市内唯一生産されている瀬谷のウドについてはその栽培をしっかりと支援していくべきだと考えております。そこで、今後の上瀬谷地区などの農業振興について、ウドも含めまして副市長の見解を伺います。

◎（鈴木副市長） 上瀬谷地区の農業振興については、地元の皆様や関係機関と調整しながら、上瀬谷通信施設の跡地利用の全体計画の策定とあわせまして、農地の生産基盤の整備などの農業支援策を検討してまいります。今後も、上瀬谷地区を初めとした農家の皆様の農業経営をしっかりと支援し、将来にわたり持続可能な活力ある都市農業を展開してまいります。

◆（加納委員） ぜひよろしく申し上げます。大変長い期間接収されて御苦労されてきているわけですから、その中で創意工夫をして、地中でウド栽培をしてきているわけですから、どうかその辺のことをしっかりとらんでいただきまして、今後の交渉をしていただきたいと思います。

それでは、職員の健康管理について伺います。



これまで局事業について伺ってまいりました。これら取り組みの根幹をなすものは、職員の健康管理であると私は思っております。そこで、職員の健康管理について何点かお伺いいたします。

局職員の健康管理事業の内容について、まず局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 職員に対する健康管理事業としては、総務局が実施する健康診断に加えまして、当局では職場巡視や破傷風予防接種、健康管理研修などを実施しているところでございます。

◆（加納委員） 私はこれはしっかりと、今ほとんどの局で対応しているのですけれども、健康管理事業の一つに職場巡視があります。職員の健康管理は自分自身が管理するのが基本ですけれども、労働安全衛生法では事業者の責務として決められています。特に職場巡視が大事だと。事前に資料を見させていただきました。たくさんの不適切な点がありました。

そこで、そのことについて、局長自身が把握されているのか、その課題は何か及びどう改善していくのか、局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 労働安全衛生法で定めます常時 50 人以上の労働者を使用する法定事業場につきましては、委員御指摘のとおり産業医による職場巡視を毎月実施することが義務づけられておりましたけれども、過去におきまして、実施がされておらないという状況もございました。このことは法令に則していなかったことでもございます。平成 25 年 8 月からは職場巡視を毎月実施するよう改めたところでございます。また今回、巡視記録については、総務局への提出がおくれたものや、記録用紙や記入の仕方が統一されていないなどさまざまな事例がございました。今後は、記入マニュアルの作成や、総務課によるチェックの徹底など改善を図ってまいりたいと思っております。

◆（加納委員） 局長、職員の健康管理だから、法律で決められているのだから、それを守らなければだめです。産業医も、それから局もそれがまずできてない。そしてもっと言うと、副市長、全ての資料が総務局に集まるのに総務局がチェックができていない。人がいないからです。どうかその辺をしっかりとお願いしたいと思えます。

次に、メンタルヘルスの点で伺います。

精神障害の労災認定件数が 3 年連続で過去最多を更新するといった背景で、平成 26 年 6 月に労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布されました。ストレスチェック制度の創設などが盛り込まれております。

そこで、制度の内容とどのように対応していくのか、局長に伺います。

◎（大熊環境創造局長） 労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するために、心理的な負担の程度を把握するための検査であるストレスチェックの実施を事業者が義務づけるものでございます。事業者は、検査結果を受けた労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、必要な場合には作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講じなければいけないとされております。法の施行日は平成 27 年 12 月 1 日ですが、現在、関係省令、指針等について検討されておきまして、随時情報収集し、必要な対応をすると総務局から聞いてございます。当局におきましても、職員が心身ともに健康であることの、委員おっしゃる重要性を踏まえまして、しっかりと対応していきたいと思っております。

◆（加納委員） これはパワハラなどの関係が大きいのです。本市も、パワハラの関係を見ると、経営責任職が意識しているのか、無意識なのかわからないけれども、大変多い。したがって、こういったところについても、ストレスチェック制度をしっかりと推し進めていただきたい、このように思いますので、よろしくお伺いいたします。

終わります。

-----

